



動物用管理医療機器販売・貸与業届出関係事項変更届出書

平成30年10月17日

三八地域県民局長 殿

住 所 青森県青森市問屋町一丁目11番15号

氏 名 江渡商事株式会社

代表取締役社長 江渡 文隆

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第2項において準用する同法第10条第1項の規定により動物用管理医療機器販売・貸与業届出関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 営業所の名称及び所在地
江渡商事株式会社 八戸営業所 青森県八戸市小中野一丁目2番23号
- 2 変更した事項
 - 1) 管理医療機器等営業管理者
旧: 境 智久 青森県八戸市小中野一丁目2-23 205号室
新: 小山 博行 青森県十和田市東三番町3-23
- 3 変更年月日
 - 1) 平成30年 9月20日
- 4 変更理由
 - 1) 管理者変更のため
- 5 参考事項

参 考

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第10条第1項

薬局開設者は、その薬局を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局を再開したとき、又はその薬局の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

同法第40条第2項

前条第一項の管理医療機器の販売業又は貸与業については、第九条第一項（各号を除く。）及び第十条第一項の規定を準用する。この場合において、第九条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）の販売業又は貸与業の営業所における管理医療機器の品質確保の実施方法」と読み替えるものとする。

